



令和4年第4回野洲市教育委員会定例会

令和4年3月16日

【西村教育長】 遅くなりました。それでは、これより令和4年第4回野洲市教育委員会定例会を開会いたします。本日の出席委員は全員ですので、会議は成立しています。

次に日程第1、会期の決定についてですが、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

次に日程第2、令和4年第2回野洲市教育委員会定例会議事録の承認についてですが、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、令和4年第2回野洲市教育委員会定例会議事録は承認されたものと認め、後ほど南出委員と山崎委員にご署名をお願いします。

次に日程第3、令和4年第4回野洲市教育委員会定例会議事録の署名委員についてですが、会議規則第19条第2項の規定により、山崎委員と本田委員を指名いたします。よろしくお願いします。

次に日程第4、教育長事務報告に移ります。先月2月16日から3月15日までの事務報告について、別紙をご覧ください。

2月17日、守山野洲少年センター運営委員会というのがあります。これは、守山と野洲で共同運営しています少年センターです。ここの年間の事業報告、決算報告、それから、さまざまな来年度予算等についての協議を行いました。このセンターは元々、中高生の問題行動などに対応するために設立をされたのですけれども、今はその対応の8割近くが不登校であるとか引きこもりの関係になっています。少年センターは県内で十幾つあるのですが、その中では突出して相談件数があります。本人からの相談もありますし、保護者さんからの相談もあって、年間1,000件ぐらいの相談を受けています。臨床心理士さんが週3日配置されており、少年センターには週1回ということがほとんどですが、守山はこういう状況がありますので、週3日配置をしていろいろな専門家による相談対応をされているというのが大きな特徴かなと思います。

続きまして、2月22日をご覧ください。2段目に、永原御殿跡調査整備委員会というのがあります。これは、最初に江部自治会館で現地視察を行いました。発掘を今でもずっと続けている東の御門というところ、本丸の東側に門があったのですが、その発掘現場の視察を行いました。そのあと中主防災コミセンのほうで会議を行っています。教育委員の皆さんにも一度視察をお願いできればと思っています。また、予定を立ててもらおうと思います。

あとはご覧いただいたとおりだと思います。何かご質問等がありますか。

【瀬古委員】 よろしいですか。

【西村教育長】 瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 この2月21日の部内協議で、学校教育課の教職員の事故というのがあります。

ますが、これについて教えていただけたら。

【西村教育長】 これは、教職員の交通事故に対応する協議を行っています。年間、何件かありますので、その事故対応です。どういうふうにするかということの協議を行いました。

【瀬古委員】 ありがとうございます。

【西村教育長】 ほかに何かありますか。

ないようでしたら、次に移ります。次に日程第 5、付議事項 (1) 議案に移ります。議案第 7 号から第 8 号は、野洲市立学校医等に関する一連の内容であることから、一括にて事務局より説明をお願いします。井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 まず、議案書の 2 ページをご覧ください。このたび、野洲市立幼稚園ならびに野洲市立小学校及び中学校における学校医・学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱等に関する規則に基づきまして、辞職の申し出があった祇王小学校、野洲中学校を担当いただいていた小林歯科医。三上小学校を担当いただいていた坂本歯科医。野洲小学校を担当いただいていた、川畑薬剤師。北野小学校を担当いただいていた堀部医師。中主中学校を担当いただいていた金井田薬剤師より、令和 4 年 3 月 31 日をもって辞職の申し出がありましたので、これらの学校医、学校歯科医、学校薬剤師を解嘱することについて、議決を求めるものです。

第 8 号のほうは、議案書の 4 ページをご覧ください。このたび、野洲市立幼稚園ならびに野洲市立小学校及び中学校における学校医・学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱等に関する規則に基づきまして、学校医解嘱後の校医として、守山野洲医師会から推薦を受けまして、北野小学校の学校医として都築医師を委嘱することについて議決を求めるものです。

以上です。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました議案第 7 号から 8 号について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

では、ないようですので、これより採決に移ります。まず、議案第 7 号、野洲市立学校医等の解嘱について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第 7 号は可決されました。

続いて、議案第 8 号、野洲市立学校医の委嘱について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第 8 号は可決されました。

次に議案第 9 号から第 10 号は、野洲市立幼稚園医等に関する一連の内容であることから、一括にて事務局より説明をお願いします。西村課長、お願いします。

【西村子ども課長】 こども課の西村です。資料としましては、議案書の 5 ページをお開きください。

まず、議案第 9 号ですけれども、野洲市立幼稚園医等の解嘱についてです。野洲市立幼稚園ならびに幼稚園薬剤師につきまして、次の者を解嘱することについて、議決を求めるものです。

提出理由としましては、令和 4 年 3 月 31 日をもって解任の申し出があったためです。

次のページ 6 ページがその名簿で、野洲幼稚園の薬剤師の川畑薬剤師。それから、さくらばさま幼稚園の園医の堀部先生。それから、さくらばさま幼稚園の倉田薬剤師です。

続きまして、議案第 10 号、野洲市立幼稚園医の委嘱についてです。これにつきましては先ほどの方の後任ということで委嘱をさせていただくものです。

次のページで、8 ページがその名簿になっていまして、そのうち、さくらばさま幼稚園の園医の都築園医については決定しておりますが、野洲幼稚園とさくらばさま幼稚園の薬剤師については、現在、薬剤師会に推薦の依頼中であり、3 月末までに決定していく予定です。

以上、お諮りをお願いします。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました議案第 9 号から第 10 号について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。まず、議案第 9 号野洲市立幼稚園等の解嘱について賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第 9 号は可決されました。

続いて、議案第 10 号、野洲市立幼稚園医の委嘱について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第 10 号は可決されました。

次に議案第 11 号、野洲市立幼稚園評議員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。西村課長、お願いします。

【西村こども課長】 こども課の西村です。議案書の 9 ページをお願いいたします。

野洲市立幼稚園評議員の委嘱についてということで、評議員につきまして次の者を委嘱することについて求めるものです。

まずは、資料の訂正をお願いしたいのですけれども、次の提出理由の欄で、「新たに 5 名の推薦を受けたため」ということになっておりますので、「た」を 1 字消していただくということをお願いしたいと思います。

続いて、提出理由ですけれども、現在評議員につきましては、任期が令和 2 年 4 月から令和 4 年 3 月までの 2 年間となっております。このうち再任せず令和 3 年度をもって任期を満了される 5 名の方に代わり、新たにこの 5 名の方の推薦を受けたため、再任者 14 名とともに 19 名の方に新たに 2 年間委嘱するものです。

次のページを見ていただきまして、10 ページです。この中で、新規と書いてあります 5 名の方が新たな方ということで、中主幼稚園河本さま、野洲幼稚園の勝さま、篠原幼稚園の柏木さま、さくらばさま幼稚園の櫻田さま、ゆきはた幼稚園の脇坂さまの 5 名です。よろしくをお願いいたします。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました議案第 11 号について、ご質問等はありませんか。南出委員、どうぞ。

【南出委員】 この再任の年数ですが、先ほど、任期を満了されたから 5 名が変わられたということです。再任の年数を拝見すると、10 年とか 15 年されている方も数名いらっしゃるのですが、教育に理解と関心を持つ方だということです。こういう方々には任期

というものはないのでしょか。

【西村教育長】 西村課長、お願いします。

【西村子ども課長】 任期といいますのは、できる範疇でということをお願いをしていますので、毎年 2 年間お願いしまして、続いて、体力的なこともありますし、そういうことについて本人さんに確認させていただいて、続けていただくということを確認させていただいてから、委嘱させていただいています。

【西村教育長】 南出委員、よろしいですか。

【南出委員】 ありがとうございます。では、ご本人がお受けしてくださったら、どれだけでもお願いできるということですか。

【西村教育長】 西村課長、お願いします。

【西村子ども課長】 基本的にはそういうことになるのですけれども、ただ、こちらのほうで、この人は無理かなということがありましたら、お声を掛けさせていただいているという形にはなります。

【西村教育長】 よろしいですか。ほかにご質問等。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 細かいことにこだわるようですが、この評議員規則によると、評議員の任期は 2 年で、ただし再任は妨げないと。そうすると、例えば、表の一番上の方は 3 年目です。3 年目というのは、初めての再任という意味ですか。

【西村教育長】 西村課長。

【西村子ども課長】 3 年目ということですので、2 年たって 3 年目というようなことになります。

【西村教育長】 瀬古委員、よろしいですか。

【瀬古委員】 分かりました。そうすると、10 年目という人がおられます。この方は、例えば、1 年された方を引き継いで 1 年の任期があったので、10 年目ということが生じるのか、その辺りの説明をお願いしますか。

【西村教育長】 西村課長、お願いします。

【西村子ども課長】 この方が過去どうだったかということは確認しないと駄目なのですが、ただ、途中で交代されて、1 年で変わられている場合もありますので、偶数になっているのは、そういう場合かなと思います。

【西村教育長】 よろしいですか。

【瀬古委員】 分かりました。

【西村教育長】 ほかにご質問はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。議案第 11 号、野洲市立幼稚園評議員の委嘱について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第 11 号は可決されました。

次に議案第 12 号から 13 号は、野洲市文化財保護審議会委員に関する一連の内容であることから、一括にて事務局より説明をお願いします。進藤次長、お願いします。

【進藤教育部次長】 文化財担当の進藤です。よろしくをお願いします。

野洲市文化財保護審議会委員の解嘱ならびに委嘱についてです。議案書 11 ページから 14 ページ、議案書関係資料は 4 ページから 6 ページになります。

野洲市文化財保護条例第 12 条に基づき、野洲市文化財保護審議会委員として、12 ページにあります 5 名の方の解嘱ならびに再任という形で、同様の方々を 14 ページに示させていただきます。

提出理由につきましては、令和 4 年 3 月 31 日で任期が満了になりますので、再任という形で引き続き委員を委嘱させていただくものです。以上です。

【西村教育長】 ただ今、事務局から説明がありました議案第 12 号から第 13 号について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。まず、議案第 12 号、野洲市文化財保護審議会委員の解嘱について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第 12 号は可決されました。

続いて、議案第 13 号、野洲市文化財保護審議会委員の委嘱について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第 13 号は可決されました。

次に議案第 14 号から 15 号は、野洲市スポーツ推進委員に関する一連の内容であることから、一括にて事務局より説明をお願いします。井狩課長、お願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 生涯学習スポーツ課、井狩です。議案第 14 号、15 号につきまして、説明をさせていただきます。説明の前に、一部訂正をお願いいたします。16 ページ名簿中の野洲学区外田順一さんの備考欄、委嘱 8 年とありますが、7 年に訂正をお願いいたします。同じく、18 ページ名簿中の備考欄、これも 8 年から 7 年に訂正をお願いいたします。申し訳ありません。

それでは、野洲市スポーツ推進委員解嘱につきまして、説明をさせていただきます。議案第 14 号、ページは 15 ページ、16 ページ、議案書関係資料は 7 ページ、8 ページです。

野洲市スポーツ推進委員の解嘱につきまして、野洲市スポーツ推進委員の任期 2 年が、令和 4 年 3 月 31 日で満了となることから、16 ページの名簿 24 名の解嘱をすることにつきまして、承認を求めるものです。

続きまして、議案第 15 号、17 ページ、18 ページです。野洲市スポーツ推進委員の委嘱につきまして、本市のスポーツ推進のために野洲市スポーツ推進委員を 18 ページ名簿の 24 名の方に委嘱をすることにつきまして、承認を求めるものです。任期は、野洲市スポーツ推進委員規則第 4 条の規定に基づき、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 2 年間とするものです。

以上、お諮りをさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました議案第 14 号から第 15 号について、ご質問等はありませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 また、少し細かいことを聞いてしまうのですが、中里学区の米澤さんが継続で、4.1 というと 4 年と 1 カ月という意味ですか。

【井狩生涯学習スポーツ課長】　　そうです。

【瀬古委員】　　しかし、平成 29 年の 6 月に任命されているので、年数が合わないと思うのですが。

【西村教育長】　　井狩課長。

【井狩生涯学習スポーツ課長】　　ほかの方につきましては、4 月からということで、この方につきましては、6 月ということです。年数的に計算しますと、4 月委嘱のはずが 6 月ですの 2 カ月ずれているということになりますので、もう一度この辺を確認させていただきまして、年数を調べて、また報告をさせていただきたいと思います。

【西村教育長】　　よろしいですか。では、後ほど報告ということでお願いします。ほかにご質問等はありませんか。よろしいですか。

では、ないようですので、これより採決に移ります。まず、議案第 14 号、野洲市スポーツ推進委員の解嘱について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】　　挙手全員であります。よって、議案第 14 号は可決されました。

続いて、議案第 15 号、野洲市スポーツ推進委員の委嘱について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】　　挙手全員であります。よって、議案第 15 号は可決されました。

次に議案第 16 号、野洲市図書館管理運営規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。宇都宮館長、お願いします。

【宇都宮図書館長】　　図書館の宇都宮です。議案書 19 ページをご覧ください。野洲市図書館管理運営規則の一部を改正することについて、ご説明いたします。

提出理由は、行政手続きなどにおける押印などの見直しにより、規則に定める印を削除するため、また、条文、様式の文言の整合性を図ったものです。

次の、20 ページの改正文をご覧ください。第 1 条と第 2 条に分かれています。第 1 条については、様式から押印を削除するもののほかに、今回、規則の全体を見直した結果、条文と様式の表記の仕方が異なっている部分や、様式の中で参照する条文の番号がずれているなどがありましたので、合わせて改正するものです。

第 2 条については、令和 4 年 10 月 1 日から施行するとしています。これは、2 月議会で提案しました、図書館条例の改正の時期に合わせたものです。

それでは、内容についてご説明しますので、議案書関係資料の 9 ページの新旧対照表をご覧ください。第 13 条と第 20 条は、条文と様式の表記の仕方が異なっていたため、様式に合わせて条文のほうの表記を改正するものです。第 22 条は、図書館条例の施設の名称の表記に合わせて改正するものです。ページをめくっていただきまして、11 ページと 12 ページにつきましては、10 月から施行するとしている部分です。改正後の図書館条例の文言に合わせて、施設の名称の表記を変更しています。13 ページから 16 ページの様式をご覧ください。一番上の第何条関係のこの番号の部分がずれていたために改正するものです。前回、平成 30 年度に規則を改正したときに改正が漏れていたものです。申し訳ありません。17 ページから 19 ページの様式の 3 つにつきましては、押印を廃止するものです。

以上、説明とさせていただきます。

【西村教育長】 ただ今、事務局から説明がありました議案第 16 号について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。議案第 16 号、野洲市図書館管理運営規則の一部を改正する規則について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第 16 号は可決されました。

次に議案第 17 号、野洲市文化ホール管理運営規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。中川館長、お願いします。

【中川野洲市文化ホール館長】 野洲文化ホールの中川です。それでは、議案第 17 号、野洲市文化ホール管理運営規則の一部を改正する規則についてです。議案書 22 ページ、23 ページ、議案書関係資料につきましても、20 ページからをご覧ください。本議案の提出理由につきましても、行政手続き等における押印等の見直しにより、規則に定める押印に関する部分を改めたものです。また、条文と様式の一部の表記について改めるものです。

それでは、説明させていただきます。議案書 23 ページと合わせて、議案書関係資料の 20 ページからご覧ください。まず、第 5 条ということで、新旧対照表の第 5 条の 1 号で、危険物を携帯し、またはペット類、こちらはかつこのところに「介助犬を除く」としていませんけれども、右側の改正後にありますように、「身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項に規定する身体障害者犬を除く」と改めます。参考に、こちらの法律に規定しています身体障害者犬というのは、盲導犬、聴導犬、介助犬と規定されています。

以下は様式になります。まず、議案書関係資料の 22 ページをご覧ください。様式第 1 号から 9 号までになります。様式第 1 号ですけれども、左側が改正前、右側が改正後ということで、こちらにつきましても、代表者名のところの押印を、右側の別紙 2 のとおり削除するというものです。

続きまして、様式第 2 号ですけれども、23 ページが改正前、24 ページが改正後になります。合わせてご覧いただきたいのですが、まず、先ほどと同じように代表者名のところの押印を削除します。続きまして、今度は利用者にお返しすることになりますので、代表者名のところに「様」を付けると改めます。

続いて 23 ページの下から 7 行目のところ、駐車場の利用について、「極力避けて頂きますよう文書・チラシ等で参加にご周知ください」の漢字表記を、24 ページのとおり平仮名の「いただきます」と改めるというものです。

そのまま、23 ページの右側ですけれども、丸の 3 つ目、原状回復のところの中央に「うけた」という平仮名の表記がありますが、こちらは「受けた」と漢字の表記に改めるということです。

その下の利用の厳守事項のポツの 3 つ目、4 つ目に、「あたって」という平仮名の表記が 2 つありますが、「当たって」を漢字の表記にするというものです。

今度は今の囲みの 2 つ下の利用承認の制限というところ、「②当施設・付属設備」というところがあります。さらに、そこから 2 つ下のところに、損害賠償のところの「付帯設備」というのがあります。この 2 つにつきましても、24 ページのところをご覧くださいまして、



付属設備、付帯設備の「付」をこざとへの「附」に改めるというものです。

次に 25 ページからですけれども、様式 3 号と 27 ページの様式第 5 号、28 ページの様式第 6 号、さらに 30 ページの様式 8 号別紙 15、こちらにつきましては、利用者の方から申請していただく様式になります。それらの代表者名のところにあります「印」について、全てそれぞれの右側のページにありますように、「印」を削除するというものです。

続きまして、戻っていただくのですけれども、26 ページの様式第 4 号、それと、29 ページの様式第 7 号、31 ページの様式第 9 号ですけれども、こちらのほうにつきましては、利用者にお返しする様式になりますので、まず、26 ページの様式第 4 号と、29 ページの様式第 7 号につきましては、印を「様」に改めます。最後の 31 ページの様式第 9 号の還付決定の通知書につきましては、現在何も記載されていませんので、お返しする新しいほうにつきまして、右側のように「様」を付けて改正するというものです。

基本的には印を削除して、お客さまに返すほうには様を付けるということです。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました、議案第 17 号についてご質問等はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。議案第 17 号、野洲市文化ホール管理運営規則の一部を改正する規則について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第 17 号は可決されました。

次に議案第 18 号、野洲市総合体育館管理運営規則等の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。小山室長、お願いします。

【小山スポーツ施設管理室長】 スポーツ施設管理室、小山です。議案第 18 号、野洲市総合体育館管理運営規則等の一部を改正する規則について、ご説明いたします。議案書は 24 ページから 33 ページ、議案書関係資料は 32 ページから 67 ページになります。

本議案につきましては、行政手続き等における押印等の見直しに伴い、先ほどの図書館、文化ホールと同様に、スポーツ施設管理室所管の野洲市総合体育館、野洲市市民グラウンド、野洲市中主 B&G 海洋センター、野洲市なかよし交流館、野洲市余熱利用施設の各施設における管理運営規則で定める申請書等の様式中の押印に関する部分を削除し、また、一部の表記を改めるものです。

先ほどの文化ホールと同じく、こちらにいただく様式について「印」の部分を削除するものがほとんどで、相手方にお返しする様式につきまして、「様」を追加いたします。あと、議案書関係資料の 60 ページにあります、余熱利用施設の利用許可書で「野洲市教育委員会」となっているものを、「指定管理者」と改めるものです。以上、説明とさせていただきます。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました議案第 18 号について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。議案第 18 号、野洲市総合体育館管理運営規則等の一部を改正する規則について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第 18 号は可決されました。

次に議案第 19 号から第 20 号は、工事請負契約に関する意見について、総合体育館大規

模改修工事の一連の内容であることから、一括にて事務局より説明をお願いします。小山室長、お願いします。

【小山スポーツ施設管理室長】 スポーツ施設管理室、小山です。議案第 19 号及び議案第 20 号、工事請負契約に関する意見について、ご説明いたします。

野洲市総合体育館におきましては、令和 7 年に開催されます、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の会場として、実施基準に適合させるための改修と併せ、老朽化した建物全般の改修のため、総合体育館大規模改修工事計画を進めています。

議案書の 34 ページをご覧ください。本議案は、去る 3 月 10 日に一般競争入札を行いました。令和 3 年度工第 51 号、総合体育館大規模改修工事（建築主体工事）及び令和 3 年度工第 53 号、総合体育館大規模改修工事（機械設備工事）におきまして、工事請負契約を締結するために市議会の議決をいただくもので、当教育委員会に対しまして、あらかじめご意見をお伺いするものです。

なお、議会の議決に付さなければいけない契約は、1 億 5,000 万円以上の工事または請負となっておりますため、本件の建築主体工事及び機械設備工事が対象となったところです。

議案書の 35 ページ、36 ページをご覧ください。工事請負契約建築主体工事についてです。提案理由としましては、工事請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めためです。建築主体工事の契約の相手方は、株式会社笹川組で、契約金額 4 億 3,813 万円です。

続きまして、議案書 38 ページ、39 ページをご覧ください。同様に、工事請負契約機械設備工事についてです。契約の相手方は、株式会社北中工業で、契約金額 2 億 2,467 万 5,000 円になるものです。

また、議案書関係資料の 68、69 ページをご覧ください。こちらでは、建築主体工事及び機械設備工事の概要を記載しています。工期は、議会の議決を得た翌開庁日から令和 5 年 6 月 30 日までを予定しています。なお、本日お配りさせていただきました追加資料は、主な改修内容を配置図に図示していますので、ご確認をお願いいたします。

この追加資料の中で、大変申し訳ありませんが訂正をお願いしたいところがあります。資料の中ほど、配置図体育館 1 階の女子トイレ・多目的トイレ・シャワー室、それと男子トイレ・多目的トイレ・シャワー室という表記で、ロビー・エントランスに近い側が男子トイレ、トレーニングルームに近い側が女子トイレです。こちらの訂正をお願いしたいと思えます。

最後に参考としまして、同日 3 月 10 日に実施しました、電気設備工事の入札状況は、契約の相手方が美松電気株式会社、契約金額 9,353 万 3,000 円となっています。

以上、説明とさせていただきます。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました、議案第 19 号から第 20 号について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。議案第 19 号、工事請負契約に関する意見について、総合体育館大規模改修工事建築主体工事について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第 19 号は可決されました。

続いて議案第 20 号、工事請負契約に関する意見について、総合体育館大規模改修工事機械設備工事について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第 20 号は可決されました。

次に日程第 6、報告事項に移ります。報告事項①、令和 4 年第 1 回野洲市議会定例会議案質疑・代表質問・一般質問の内容と答弁の要旨について、事務局より説明をお願いします。

【吉川教育部長】 教育長。

【西村教育長】 吉川部長、お願いします。

【吉川教育部長】 教育部長の吉川です。それでは、私のほうからは、2 月議会でも出されました代表質問・一般質問の概要についてご報告いたします。

今回の議会では、教育長から令和 4 年度の教育方針を示されましたので、その内容を確認される代表質問・一般質問がありました。なお、本議会で議案となっている令和 3 年度一般会計の補正予算案、それと、令和 4 年度当初予算の案について、教育委員会の予算に係る議案質疑はありませんでした。

代表質問・一般質問の質問が多くありましたので、主なものを抜粋して、質問の趣旨と答弁の要点をご報告いたします。資料は、報告事項の 1 ページから 18 ページになります。また、各委員に配布しています質問の通告書は、別とじて、報告事項①としまして、別表でご用意させていただきましたので、また併せてご覧ください。

それでは、最初に代表質問です。2 ページ、創政会を代表して奥山議員から、「未来の地域発展を担う教育推進について」と題して、コロナ禍における教育現場での支障について質問がありました。答弁では、従来の教育活動に制限がある中、学校では感染防止対策を講じながら授業をしています。授業では、飛沫や接触等の感染対策に注意を払い、授業以外では部活動、他学年との交流活動などの制限、給食では黙食を行っています。これは文科省のマニュアルに準じて、校医や保健所などの助言を参考にしながら感染防止と学習の継続をしています。今後は、オンラインを活用した交流など、新しい形での学びも継続していきたいと考えています。以上、教育長に答弁いただきました。

次に 3 ページ、みらい野洲を代表して山本議員から「教育方針について」と題して、家庭訪問型学習支援制度について質問がありました。4 ページ上段をご覧ください。答弁では、この事業は不登校状態の児童生徒に対して家庭訪問による積極的な支援を行うもので、県内でも注目されている本市独自の制度です。現在、週 2 日の訪問支援に対して、3 人が利用しているほか、学校からの相談により利用を検討している事案が 5 件あります。課題は 2 点。1 点は、この制度の利用を増やすため、対象となる児童生徒の実態に合わせた関係機関の柔軟な働きかけです。2 点目は、利用の調整役となるスクールソーシャルワーカーの資質向上であると考えています。以上、教育長に答弁いただきました。

次に 5 ページ、公明党を代表して津村議員から「教育方針について」と題して、いじめや差別を許さない仲間づくりについて質問がありました。「2」の①です。答弁は 6 ページで、具体的な取組を紹介した上で、課題として冷やかしや、からかいなどの行為がなくな

っていないこと、取組が校内だけの活動にとどまっていることなどが挙げられます。近年、集団適応が難しい子どもが増える中、学級の子ども同士をつなぎ、自分の思いや考えを自由に話せるよう、普段からの仲間づくりの活動がいじめや差別をなくすことにつながると考えています。以上、教育長に答弁いただきました。

次に、一般質問です。8ページ、共産党、小菅議員から「給食センターの一部民間委託について」質問がありました。行財政改革プランには、民間委託の導入が明記されていますが、これまで通りの直営で運営すべきだという視点の質問です。

給食センターの一部民間委託については、本年1月19日の定例会でご説明させていただきましたが、その内容を基に市長から答弁をいただいています。答弁者は、行財政改革の視点で市長に答弁を求められたもので、答弁書の内容は教育委員会事務局で作成しています。答弁では、8ページから9ページにかけて、経費削減だけでなく、調理師の高齢化や募集しても応募されないといった採用難が課題となっています。県内では多くの市町が調理業務などを民間に委託している状況であることを鑑み、本市の一部業務を民間に委託する検討を行っています。今後も学校給食法に基づき、安心安全な学校給食を提供していくことに変わりはなく、市の責任と主体性のもとで業務の効率化を図ろうとするものです。食材の購入や学校給食実施基準による献立の作成は、これまでどおり市が行い、食育に努めます。調理業務等の民間委託を進めるにあたっては、現在の正職員、特に調理師については本人の意思を尊重し、全庁的な調整を図りながら雇用を確保するようにします、と答弁いただきました。

次に10ページ、新誠会、山崎議員から「学校・家庭・地域の関係について」と題して、PTA連絡協議会の活動で、夏の愛校活動、除草や校内の清掃になりますが、これが統一日でなくなった理由について質問がありました。答弁では、毎年8月の最後の日曜日に統一して実施していた愛校活動は、各校とクリーンセンターの受入れ体制を調整し、統一日に行うことで効率化を図ってまいりました。

令和3年度は統一日をなくし、各校・各園の事情に応じて柔軟に日程を調整できるように変更しました。その理由は3点で、1点目は、これまでごみの搬入は平日のみとなってきましたが、新クリーンセンターでは土曜日の搬入が可能になったこと。2点目は、各校・園の2学期の開始日が早くなったこと。3点目は、近年の気温上昇により、活動いただく方の体調管理の観点から、熱中症のリスクの高い時期を避けることを考慮したことが理由です。以上、これは私のほうで答弁いたしました。

次に12ページ、公明党、木下議員から「小中学校のALTの活動について」と題して、本市がALTを導入しない理由について質問がありました。答弁では、本市では平成22年度まで中学校にALTを配置して学習支援を行ってきました。そして、23年度に廃止しています。当時の判断としては、導入したことで英語担当教員の指導力向上が図れたこと、中学校の英語授業でALTの活用機会が減少してきたこと、大きくはこの2点から見直したと確認しています。全国プログラムによるALTは、総務省、外務省、文部科学省が連携して外国人青年を日本へ誘致する事業で、このALTを活用すると地方交付税措置が受けられます。しかし、それ以上に教育委員会や学校現場の負担が多いため、県内では多くの自治体が利用をやめています。その理由は2つです。1点目は、授業での活用の難しさです。教員

免許がなく、英語教育への理解に個人差が大きいこと。2点目に、日本での生活支援が執拗で、住居の手配や日常のトラブル対応、社会保険料の負担などがあります。県内の多くの自治体はこのJETプログラムから民間への業務委託に切り替えています。この場合、ALTの一定の水準が保たれますが、交付税措置が受けられなくなります。本市では費用対効果を考え、ALTに代わる英語教育充実の取組として、地域で小学校に英語教育支援員を配置し、英語を話す、聞く活動の充実を図っています。また、国際協会と連携し、近隣在住の外国の方を講師として小中学校に派遣することで、コミュニケーションについて考えますと、令和元年度の全国学力学習状況調査の結果では、本市と県平均の差はほとんどありませんでした。このことから、野洲市の子どもたちの英語力が県内他市から大きく劣っていないと考えています。

ALTにはネイティブな発音やコミュニケーションを通して言語活動を行える良さがあります。また、ALTとの関わりの中で、外国の文化や生活様式を体感できます。一方、課題として経費の負担増があります。平成29年に示された新学習指導要領では、小中学校ともに豊かな言語活動を通してコミュニケーションの資質・能力を育成することが目標とされています。本市では、先にもあったように、英語教育支援員や国際協会との連携により、授業での言語活動の充実を図っています。今後、ALTの導入については、これらの効果を踏まえて必要性を見極めていきたいと考えています。以上、教育長に答弁いただきました。

次に13ページ、創政会、石川議員から「永原御殿跡整備について」と題して、地域歴史教育の野洲市としての計画について質問がありました。答弁は14ページになります。永原御殿跡の整備状況は、現在、史跡の公有化、いわゆる用地取得になりますが、これを進めています。今年度は永原御殿跡整備基本計画、令和4年度に整備基本設計を策定し、令和5年度から本丸内の一部の整備に着手する予定です。また、永原御殿復元模型や発掘調査資料を素材としてVR（仮想現実）と、AR（拡張現実）の活用表示を検討し、永原御殿を体感できるような整備を目指しています。この事業は、これまで地元地域の皆さんのご協力で事業を展開してまいりました。実績としては、夏休み発掘調査体験や紙芝居『永原御殿ってなあに？』の作成。これは今お手元に配布している茶色いものです。またご覧いただきたいと思います。それと、小冊子の作成・配布などがあります。今後も地域とともに楽しみながら学習し、皆さんに理解していただける史跡活用事業に取り組んでまいりたいと考えています。以上、教育長に答弁いただきました。

次に15ページ、創政会、村田議員から「コロナ禍の教育問題ほか」と題して、学級閉鎖の現状と対応について質問がありました。答弁は15ページから16ページになります。

まず現状ですが、市立の幼稚園・保育園では、年齢の違う子どもたちの交流があるので、1人でも感染が判明した場合は休園をしていたことから、2月5日には最大8園が休園となりました。最近では、オミクロン株の特徴を踏まえ、可能な限り学級閉鎖や学年閉鎖で対応することで、家庭への影響を極力少なくするようにしています。また、小中学校では、1月の感染拡大時には学校閉鎖をした小学校が2校ありましたが、現在は学校医と相談しながら感染状況を見極め、学級閉鎖で対応しています。

子どもたちの運動不足やストレス解消ですが、体を接触しない範囲で体育の授業を行うほか、家庭でできるストレッチやダンスなどを紹介しています。中学校では、部活動で対

外試合をやめるなどの対応を行っています。ストレス解消については、子どもたち自身が自分に合った解消法を知り、うまくコントロールできることが大切ですが、スクールカウンセラーによる学習のほか、小中学校の保健の授業では心の健康について学んでいます。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、オアシス相談員などの専門家との個別相談も随時行っています。

学級閉鎖による学習の遅れはありませんが、陽性者、濃厚接触者でしばらく学校を休んでいる児童生徒については、オンライン授業などで個別に対応し、登校後の学習に支障がないように努めています。以上、教育長に答弁いただきました。

次に 17 ページ、創政会、山崎委員から「行財政改革公共施設の取組の文化 3 施設の集約について」と題して、集約に向けた検討の進め方について質問がありました。答弁では、進め方として、まず現状での文化 3 施設の稼働状況や利用目的、収支の状況などを整理します。そして、各施設の課題整理、特に老朽化については、いずれの施設も進んでいますので、大規模な改修が必要となっており、それぞれの改修経費を試算した上で、総合的な判断の下で集約化の検討を進めます。

また、第 2 次総合計画や教育振興基本計画第 3 期にあるように、文化芸術の振興といった施策面からも集約施設を特定する要件として検討を進めます。最終的に、野洲市文化 3 施設の集約化検討書として取りまとめますが、検討書案の段階で公表し、自治連合会や社会教育委員、さらに市民の皆さんのご意見を受け、所定の手続きを経て教育委員会、議会に提案していく予定で進めます。以上、私のほうで答弁しました。

このほか、詳細については、資料でご確認いただければと思います。説明は以上です。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました報告事項①について、ご質問等はありませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 12 ページの木下議員の小中学校の ALT の活用についての質問について、幾つか教えていただきたいと思います。

まず、平成 22 年度まで ALT を導入したことで、英語担当教員の指導向上が図れた。また、ALT の活用機会が減少してきたことから、前市長時代の平成 23 年度に ALT を廃止したと答弁されています。

そこでお聞きしたいのですが、何を根拠に英語担当教員の指導向上が図れ、ALT の活用機会が減少してきたと判断されたのかお聞きします。

2 点目です。答弁で ALT の活用は国の交付税措置が受けられるが、教育委員会や学校現場の負担が大きく、県内では多くの自治体が利用をやめて民間委託に切り替えていると答弁されています。滋賀県教育委員会の滋賀県英語教育改善プランを見ていると、ALT の配置ですが、小学校が 13 名、中学校が 35 名というふうに記載されています。ALT の利用をやめている多くの自治体の数、あるいは全体に対する割合を教えてくださいたいと思います。

3 点目です。隣の守山市では、民間委託で 9 人の ALT を配置し、年間 4,700 万円の市費負担をしていると。これに対して、野洲市は市費で小学校に英語教育支援員を配置していると。この守山市との比較で、英語教育支援員が何人で予算は幾ら措置されているのか教えてくださいたいと思います。

また、国際協会と連携して近隣在住の外国人を講師として派遣し、異文化理解に対応してきたということですが、年間の回数や延べ人数を教えてくださいと思います。

4 点目です。答弁で、野洲市は ALT の再導入に消極的な印象を受けますが、文科省や滋賀県は ALT の活用について、市町の教育委員会にどのようなスタンスで指導してきているのか教えてくださいと思います。

最後、5 点目です。質問された木下議員は、ある高校生の声を引用されています。野洲市の中学校を卒業して、高校に入学したときに、他市の中学生は ALT の授業を受けてきたけれども、自分たちはネイティブの先生と触れ合う機会がなかったことで、英語力の差に不安を感じたと。私は教育委員になったときから、本市の ALT 不在に疑問を投げ掛けてきました。この高校生の声に、どのように答えられるかということです。

以上、5 点についてよろしく申し上げます。

【西村教育長】 吉川部長、お願いします。

【吉川教育部長】 まず 1 点目の指導力向上と教育の現場の活用の変化について、何を根拠にということですが、正直に申しまして、当時の判断ですので詳細はそのときの判断基準といいますか、詳細な根拠をお示しするものが実は今ありませんので、その辺は改めて回答させていただきたいと思います。

【西村教育長】 2 点目の交付税措置に絡んで話がありまして、ALT をやめている自治体の割合ということですが。井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 他市で ALT をやめているところがどこなのかというのは、今のところ調べてみないと分からないのですが、分かる点を幾つか私のほうでお答えさせていただきます。

まず、県教委がどのような指導をしているのかというご質問ですが、特に野洲市に対して ALT を導入して英語教育を進めなさいという指導があるわけではありません。

それから、守山市と比較して野洲市の場合の英語教育支援員ですが、3 人導入をして、それぞれこの 3 人で小学校を回っていただいています。予算が、223 万 1,012 円が、この英語教育支援員に措置されている予算です。

【西村教育長】 吉川部長、お願いします。

【吉川教育部長】 今の守山市との比較ですけれども、人数といいますか、児童 1 人当たりの金額に割り戻した資料が今、手元にありまして、1 人当たりどれぐらい予算を出しているのかということなのですが、実は守山市でいきますと、会計年度任用職員の雇用費が 9,350 万円、野洲市が 8,491 万円。これを児童数で割りますと、守山市が約 1 万 1,900 円、野洲市が 1 万 9,600 円ということで、英語教育にかかる支援員、いろいろな子どもたちの支援にかかる分については、経費面では野洲市のほうが負担が大きいというのが現状です。

ただ、ALT の場合は、先ほども申しましたけれども、教育現場だけではなく、いろいろな面、日常全てのサポートをするという経費が入ってきますので、実際にどれぐらいの経費がかかっているかは、ここでは把握できないかもしれません。それと、国際協会の協力といいますか、連携の回数についても調べた上でお答えしますので、少しお時間をいただきたいと思います。

前後して申し訳ありませんが、2 つ目の、やめている自治体の割合ですけれども、ALT を

導入していない市町、逆に導入していないのが野洲市だけでして、ほかの町はALTの方を活用されています。先ほどの答弁にもありましたが、野洲市は英語教育支援員のほうに力を入れているというところですよ。

もう一つ、先ほどの報告では言っていないんですが、実は、ALTの方何人かに来ていただいて、各学校を回っていただいているようです。ところが、小学校・中学校の数よりALTの人数が少ないものですから、ALTと接触する場面が1週間に1回とか、あるいは2週間に1回とか極めて接触する時間が少ないということで、その効果がどれくらいあるのかなというところも少し課題があるようなことも答弁の中であったように思います。

【西村教育長】 2点目の、小学校13名、中学校35人という話がありましたが、やめている市はどこかという話ですけども、木下議員のご質問は、国が進めるJETのALTの質問が中心でして、国が派遣するALTについては、多くの市町がやめているというふうな認識です。国が進めるALTを受け入れているところが、米原、高島、それから東近江が半分ぐらい。高島は、ここ2年間コロナで入国ができないということで、JETをやめて委託に変えるという方向で、来年度は進めるというお話を聞いています。米原は、ずっと国の進めるALTでいくと。ほかのところ、あとは近隣の市町はほとんど委託です。名古屋や大阪の会社に委託して、そこが雇った人を学校に派遣してもらうという制度をやっています。守山もそうです。そういうことで、4,700万円の支出ということですよ。

それから、部長がお話しました授業でのALTとの接触ですが、例えば草津市は、全部で3名のALTを採用しておられます。この3名が保育園から中学校までをずっと回っておられるので、中学校の1つのクラスで言いますと、月1回来られるか来られないかという状況だと聞いています。ですから、ALTの効果という部分では、それほどかなという部分もあります。

それから、正しい英語の発音など、そういうものを学ぶという意味では、本市ではデジタル教科書を入れていますので、英語の授業ではデジタル教科書を使いながら授業が行われていますので、そういう部分での授業の遅れというか、他市との変化という部分ではそれほど差はないのかなと思っています。

ただ、外国の人が直接、子どもたちの目の前に来て、それに対する興味関心を引き出すというか、そういう部分では、やはり実際に外国の人と出会うというのは大きいです。そういう部分を、本市では小学校段階で国際協会から頻繁に派遣してもらうというふうなことで変えているという説明を、質疑のときにはしています。

その回数などは分かりますか。教育部長。

【吉川教育部長】 大変申し訳ないですけども、回数などについては、少しお時間をいただいて後日、お返しすることでお許し願いたいのですが、どうでしょうか。この場で答えることは難しい状況です。

【瀬古委員】 分かりました。では、5点目をお願いします。

【西村教育長】 高校生の語学力に対する不安というか、差を感じたという発言について。井上次長。

【井上教育部次長】 実際に野洲市の中学生が高校に行ったときというお話に対して、どう考えるのかということですが、実際にネイティブの発音に触れる機会というものにつ



いては、ALT に限らず、そういう回数も増やしていきながら、野洲市の中学生が高校へ行ったときに、そういう思いを抱かないでいられるようにしていく必要があるという考えています。以上です。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 一通り答えていただいたわけですが、まず1点目のなぜ平成22年度までやってきたALTを23年度やめたか、その理由をお聞きしたのですが、事務局としてはあまり整理されたものがないのかなという印象です。前市長さんの鶴の一声でやめたみたいなどころが感じられます。根拠は整理してから出すということですので、それは出していただきたいと思います。23年度に野洲市がやめたという理由の根拠が私には見えません。

それから2点目です。確かに木下議員さんはJETプログラムの中でのALTについて質問されているので、純粋にJETのALTを活用しているところは、教育長から説明があったように少ないのかもしれませんが、民間委託を含めたALTということでは、部長から、導入していないのは野洲市だけだという話もありました。野洲市の対応としては、英語教育支援員を配置していますよと。それは小学校とは書いてありますが、中学校はないわけです。中学校はALTに代替するものが全く野洲市にはない。だから先ほどの、「野洲市の中学校を卒業して、高校で他の中学校を卒業した同年代の子どもと交わると、自分はALT、ネイティブスピーカーと接したという体験がない」ということが出てくると思うのです。

守山市との比較で、答弁してもらった内容が少しわからなかったのですが、私は単純なことを聞いています。守山市はALTを9人雇って、それは民間委託だと。4,700万円の予算を組んでいます。しかし、野洲市は次長の答弁によると、3人で220万円だということなんです。守山市の人口は10万人で、野洲市の人口が5万人だとして、2分の1です。それを比較すると、9人で4,700万円と、3人で220万円では相当の開きがあるように思うのです。国際協会と連携して、恐らくボランティアなどでやっているのだらうと思うのです。それは非常に不定期だと思うのです。組織として対応していて、私も一度学校訪問のときに参観しましたが、何人でどれだけの回数かとなってくると、すぐにそれが出てこないわけです。要するにALTと英語教育支援員とはどう違うのかを、もう一度確認の意味で聞きます。先ほどおっしゃった3人で220万円というのは、予算資料を繰り返し見たのですが、どこに載っているのか教えていただきたいと思います。

4点目の、県は野洲市にALTについてどうこうしろという話はないということですが、しかし、少なくとも県の教育委員会のホームページを見る限り、ALTの活用はきちんと謳っています。それをどう捉えるのかという話だと思うのです。

最後5点目ですが、先ほどの答弁でいうと、ALTを雇うと、住居の世話や引っ越し、あるいは医療の支援など、何かトラブルが起きたら面倒を見なくてはならないと、それは確かに面倒だと思うのです。その面倒だということが大事なのではないかと。要するに、外国の異文化との交流ということからすれば、民間委託することはビジネスライクですから、「授業時間だけ派遣します」ということになってしまうのです。それは授業だけみれば効率的ですが、本当のお互いの異文化理解、交流というものは、むしろALTのほうが手間がかかるけれど、そういう部分が必要なのではないかとというのが私の意見です。

以上、答えられるところがあったら教えてください。

【西村教育長】 井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 1点目の根拠のことなのですが、この答弁を作成するに当たりまして、当時、教育委員会の学校教育課におられた方、現在は退職されているのですが、市内の学校で働いておられたので、なぜ JET の ALT をやめたのかということインタビューしたところ、外国人の方を授業で活用する数がどんどん減っていったという事実があったからだということをおっしゃっていたので、そういう答弁になったということです。

それから国際協会に委託をしまして、1回あたり幾らということでお金をお支払いして、実際に国際交流の授業を小学校でしているのですが、今年度はコロナ禍で、これは国際交流の授業だけではないですけども、外部から学校へ来ていただくということが随分減りまして、今年度は国際交流の授業が少し少なかったです。そこで、ネイティブの方と英語教員の2名で授業をするということも、小学校だけではなく中学校でもしようということを検討しています。

実際に、この223万円で小学校に3人行っているということで、小学校に関してはこういう形で日々の支援に充てていただいておりますが、中学校についても、そういう形で国際協会からイギリスの方を学校へ派遣して、英語の授業に入ってもらおうということも現在、検討しています。

それから、予算書のことですが、確かに項目としては上がってなくて、教育振興費の中の会計年度任用職員の雇用費として、英語教育支援員だけでなく心のオアシス相談員やスクールソーシャルワーカーなど、会計年度全ての雇用費として一括で取り扱われているということです。

【西村教育長】 吉川部長。

【吉川教育部長】 すみません。当時の経過の中で、実際に ALT で来ていただいても活用がうまく機能できなかったのだらうと思います。それを踏まえて、当時、先ほど瀬古委員がおっしゃったような背景があったと思います。

ただ、子どもたちの学力を伸ばすということにかじを切った場合や、あるいは外国の文化に触れるなどの多様性というか、そういったところにシフトするのかということで判断が分かれてくると思うのですけれども、少なくとも限られた財源を、いかに子どもたちの教育に投資していくのかという流れの中で、まず、英語の力を付けるというところを授業でしっかり伸ばしていこうというふうに判断したのだらうと推察しています。

そうすると、しっかり英語の教員の資格を持った方が、そこに行って支援していただく。ALT の方も、当時の中にあっただのですが、来ていただく ALT の中に、随分資質のぶれがありまして、熱心に教育現場に関わってくれる ALT もいれば、必ずしもそうではない ALT もいるということもあるというふうに聞いていまして、その一定の水準を確保できるということで民間のほうに条件を出して、民間のほうから来ていただくという流れにシフトしているのですが、JET プログラムを通すと、なかなかそういうところがあるので、先ほど教育長からもお話がありましたような流れになっているのかなと、そういうことも、いろいろな背景がある中で、今、本市では ALT を活用していないというのが現状です。

今後は、先ほども申しましたけれども、見極めてということですので、必ず否定しているわけではありませぬので、教育委員の皆さんのご意見を踏まえて、また検討を進めると

いうことになろうかと思えます。

【西村教育長】 瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 これはいろいろな意見があると思えます。ただ、議会で答弁されるに当たって、やはりバックデータをきちんと整理した上で答弁をしないと駄目だと思うのです。きれいな言葉で並べてしまうと、その根拠はなんだと言われてしまうので、そこはきちんと数字を持った上で答弁すべきです。それは1つお願いしておきます。

それで、この答弁の一番最後に書いてあるように、「今後このALTの再導入については、英語教育支援員、あるいは国際協会との連携による外国人の活用を踏まえて、その必要性を見極めてまいります。」ということですので、ぜひ、きちんと効果について整理した上で前向きにしっかりと検討していただきたいと思えます。

今日答弁いただけなかったことについては、また文書にして後ほど頂きたいと思えます。それも見させていただいた上で考えたいと思えます。よろしくお願いします。

【西村教育長】 それでは、ほかにご質問はありませんか。山崎委員、どうぞ。

【山崎委員】 質問というより意見になってしまうかもしれませんが、まず1点目は、資料の4ページ、6ページで触れられた、スクールソーシャルワーカーやスーパーバイザー、家庭訪問型学習支援制度等についてです。市の費用でこのように教育現場の充実を図っていただいていることは、ありがたいと思えます。次年度も同じように継続していただけるのかなと思えますし、いろいろな子どもたちの課題に対して、必要な支援があることはありがたいと思えます。

そこでお聞きしたいのは、市費採用のスクールソーシャルワーカー5名の方々が、手分けをして担当されているかと思うのですが、横の研修の場、組織として機能される場というのはあるのでしょうか。

【西村教育長】 井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 実際に複数のスクールソーシャルワーカーがいますし、定期的集まって、スーパーバイザーの方を交えて、実際このケースについて私はどうしようか困っている、迷っているというようなケースを実際に出し合いながら、みんなで研修をしているということはあります。

以上です。

【西村教育長】 山崎委員、どうぞ。

【山崎委員】 ありがとうございます。学校ごとの現状もあるでしょうし、地域性や持っておられる件数、内容に関しても違いはあるかと思うのですが、個人差が大きく出してしまうと対応にも差が生じてくるかと不安に思ったもので、お尋ねをさせていただきました。4ページにも資質向上について課題として挙げられていますので、ぜひお願いしたいと思えます。

2点目は、今、瀬古委員も言われたALTに関してです。去年学校訪問をさせていただいた際に、中学校で、他市から来られた先生の生の声として、ALTを切望されていると聞きました。また、小学校でたまたま英語に関する免許を持っていて、今英語教育に関わっているが、これからも自分のキャリアに関して不安に思っておられるという生の声に接して、いろいろ考えるところがありました。ALTを導入していないのは野洲市だけということ、

導入には大きな費用が必要であるという課題についてもお聞きしていました。

資料の 12 ページにあるような以前のことについては、私は存じ上げませんでしたが、その当時と今とでは英語教育を取り巻く環境が変わっていると思います。小学校に英語教育が導入されるのは、当時とは大きく変わっています。私の守山の現場での体験では、小学校では授業だけでなく、給食の時間や昼休み等のともに過ごす時間、子どもたちが保幼からずっと、必ず ALT を通して異文化に触れあえることの効果は大きかったように思います。本市で実施されている在り方と、ALT 導入についてこれから考えていってくださるときに、その必要性も十分見極めていただけるとありがたいなと思います。

【吉川教育部長】 はい。

【西村教育長】 吉川部長。

【吉川教育部長】 ご意見、ありがとうございます。ALT の必要性や存在の価値、そういうようなものは、私も個人的には大事なものだなと思っています。

ただ、財源のことで少し申し訳ないのですけれども、限られた財源の中で、どこに子どもたちの教育に投資しようかというのは、これはなかなか難しいところがありますので、その辺を見極める必要があります。また、その辺を教育委員さんのほうでご意見をいただいて、先ほど瀬古委員にもお伝えしたとおりですので、本市の教育の方向性を、ご指摘、ご指導いただけたらと思います。以上です。

【西村教育長】 山崎委員、よろしいですか。

【山崎委員】 はい、前向きに検討していただけたらありがたいなと思います。よろしくをお願いします。

【西村教育長】 ほかにご質問等はありませんか。南出委員、どうぞ。

【南出委員】 13 ページから 14 ページにわたっての「地域歴史教育の野洲市としての」というところですが、恐らく小学生向けで作られたようには感じられます。ただ、今、中学校では 1 年から 2 年に向けて、歴史教育を学んでいます。その際に、1 時間でも数十分でも、永原御殿について学ぶ機会があれば、地域の歴史を知るいい機会になると思いますし、ぜひそういう時間を取っていただけたらなと思うのですけれども、それは可能でしょうか。

【西村教育長】 井上次長。

【井上教育部次長】 すみません。学校側の社会科の授業の中では、確かに地域のことについて学ぶという時間がありますので、また、検討はしていきたいなと思います。以上です。

【西村教育長】 よろしいですか。ほかにご質問等はありませんか。よろしいですか。

では、ないようですので次に移ります。報告事項②、令和 4 年度野洲市通学路交通安全プログラム（案）について、事務局より説明をお願いします。井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 別冊になっています。令和 4 年度野洲市通学路交通安全プログラム案という冊子をご覧ください。これについて、ご説明をさせていただきます。

本来ですと、今月の 11 日金曜日に、令和 3 年度第 3 回野洲市通学路交通安全対策推進会議を開催し、議案の審議をお願いするところでしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議の開催を中止しました。審議の評決におきまして、今月 24 日木曜日をもって、評決書の回答をお願いしているところです。つきましては、本プログラムについ

て現在は案というふうになりますが、令和 4 年度におけるプログラムの内容について、ご説明を申し上げます。

野洲市における通学路交通安全プログラムの目的としましては、通学路の合同点検をして、関係機関、学校、地域、保護者と協議し、対策を講じ、この取組を継続的、一元的に進めるためにプログラムを策定しています。取組方針としましては、PDCA のサイクルで引き続きハードとソフト両面の対策を両輪にして対策を進めてまいります。なお、令和 3 年度と大きく変更する点が 2 点あります。1 点目は、通学路交通安全対策危険箇所点検台帳というものを作成しました。危険箇所を 1 カ所ずつ写真付きで整理をし、委員の皆さま、この通学路交通安全プログラム対策委員や通学路交通安全対策推進会議の皆さま、他の学区の皆さまと情報共有するのにこの台帳を活用してまいります。

2 点目は、交通安全確認シートを作成しました。このシートを活用して、各学区において危険箇所を点数化し、合同点検や対策必要箇所決定の優先順位が見える化し、地域の皆さまからの危険箇所の吸い上げを行っていきたくと考えています。

次に、令和 4 年度の推進会議のスケジュールにつきましては、従来は第 1 回推進会議を 7 月に開催していましたが、5 月に開催するというのを案としています。これは先に申し上げた委員の皆さまに、危険箇所点数化作業を行っていただく期間が必要であるため、期間を早めています。

以上です。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました報告事項②について、ご質問等はありませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 まず、学力の向上とか、いじめをなくすとか、そういうことはもちろん大事ですが、それよりも前にまず子どもたちの命を守ることが、何といっても一番大事なわけです。中でも、通学路の安全を図るということは本当に大事なことで、事故が起こってからいくら悔やんでみても取り返しが尽きません。大津市でも、関東でも非常に痛ましい悲しい事故が起こりました。

野洲市では、通学路交通安全対策推進会議を設置して、その主催者は教育部長ということですね。説明にもありましたように、PDCA サイクルでしっかりと検討、実施、検証して対策をしっかりと行くと。この PDCA をしっかりと回していかなければならないと思うのですが、コロナ禍で、この PDCA サイクルがしっかりと機能しているのかどうかを改めて確認させていただきたいと思います。

PDCA の中でも点検することが一番大事だと思います。やはり、危険箇所をしっかりと学校と地域が認識をして、その対策に、もちろん予算の制限がありますから何でもかんでもできるということではありませんが、その中でも優先順位を付けてしっかりと実施していくということです。そこで、4 ページの合同点検の参加者がどういう方で何人で実施されたのか教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【西村教育長】 吉川部長。

【吉川教育部長】 人数はまた、学校教育課にてお伝えします。PDCA サイクルがきちんと機能しているのかどうかということで、これまでの危険箇所発見や、あるいは危険箇所

所の改修につきましては、どちらかと言えば事務局、行政側が主体的にと言いますか、こういうところが危険だろう、あるいはこういうところを直したほうがいいだろうというような流れが出ていました。もちろん、会議の中でいろいろな地域の方やスクールガードの方やサポートの方に来ていただいているのですが、どちらかと言えば行政が主体でやっていますので、意見をなかなか言ってもらえませんでした。

しかし今年度は、年度当初に会議をしたときに、例えば改修する場所をいつ誰が決めたのかという意見もありまして、自分の学区以外の市内の危険箇所を、私たち学区以外のところの危険箇所もやはり把握したいというご意見がありました。そういう意味で、積極的な声もいただきまして、事務局としてもそれを重く受け止めました。まず、地域の方は、一番地域の危険箇所をよくご存じですので、地域の方の意見を尊重しましょう。事務局からはいったん提案はしますけれども、そこではなくてこちらのほうが危険だというご指摘があれば、そちらのほうを危険箇所優先というのを入れたり、一番地域の方のご意見というのは、現場のことをよく知っておられる、通学路の現場をよくご存じの方の意見を尊重した流れに切り替えています。それを、実際に危険箇所ですら土木工事であれば、道路河川課などと情報を共有したりとか、防犯上のことでしたら、危機管理だとか、そちらのほうと情報を共有しながら進めているのですけれども、まず、地域の方を主体に意見を踏まえた内容に切り替えていこうということが、一つ今年度切り替えたところですよ。

もう一つは、行政側の職員、事務局も人事異動で変わったりしますし、地域の方も役員との交代で交代されていきますので、一体どこがどういう理由で、ここが危険箇所になっているのかということがよく分かりません。継承できませんので、台帳を整理して、どこがなぜ危険なのか、どういう場面を想定して危ないかというところを整理して、それをきちんと継承できる、あるいは根拠になるものを作った、これが今年度の成果として挙げていきます。

今年度の参加、コロナ禍でありましたので、なかなか動きにくいことはあったのですが、点検は実施していますので、点検の人数については、学校教育課のほうからお返ししたいと思います。

【西村教育長】 井上次長。

【井上教育部次長】 実際に、この合同点検に行ったのは、34名です。内訳は、それぞれ学校の代表、これは教員です。それから、自治連合会の代表、それから、それぞれの学校のPTAの代表、それぞれの学区におられる通学路交通アドバイザーという方がおられますので、その方々で行っています。

それから、2点目は、このPDCAサイクルがどの程度機能しているのかという話でしたが、実際にハード対策が行われた箇所につきましては、本当に効果があるのかということ、この点検時に実際にこのメンバーで行って、こういうところが変わったねと。その点で、交通の状況がどういうふうに変ったのかというところを、実際に点検したというようなことです。以上です。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 合同点検の参加者は34名とおっしゃいましたが、34名というのは、全ての学区の延べ人数ということですか。

【西村教育長】 井上次長。

【井上教育部次長】 そうです。全体です。ですから、例えば、野洲小学校で言いますと、野洲小学校の代表が1名、それから野洲学区自治連合会の代表が1名、それから野洲小学校PTAの代表が1名、それから野洲小学校の通学路交通アドバイザーが1名ということで行っているということです。以上です。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 そうすると、6名ぐらいが1つのチームとして、それぞれの学区で点検をしているということですね。それを、先ほど部長がおっしゃったように、PDCAサイクルで最後の仕上げまできちんと追跡をして、結果的にどうなったかは行政、警察、自治会も人事異動、役員の交代などで人が変わっても、きちんとフォローされて最後まできちんと追跡をして結果を見守ることが必要だと思います。これは非常に大事なことだと思いますので、よろしくをお願いします。

【西村教育長】 ほかにご質問等はありませんか。南出委員、どうぞ。

【南出委員】 今の点検時期は分かりましたが、点検された時間帯は何時頃でしょうか。

【西村教育長】 井上次長。

【井上教育部次長】 子どもたちの下校時です。

【南出委員】 ありがとうございます。

【西村教育長】 吉川部長。

【吉川教育部長】 すみません、補足になります。先ほど、新たに台帳を作ったと申しましたけれども、台帳を作るときに現地を確認したり、あるいは写真を撮って記録したりしているのです。そのときに、子どもたちの下校時とか、その辺も、この点検以外で職員もどういうスクールガードさんの動きだとか、あるいは子どもたちの動きを見ながら、その場所をチェックして台帳を作成していますので、誰もいない、子どもたちがいないような状況ではなくて、子どもたちが動いている、子どもたちの動線を確認しながらということです。

【西村教育長】 南出委員、どうぞ。

【南出委員】 ありがとうございます。恐らく、大変な時間帯だったと思うのですが、子どもたちが登校する時間帯というのは、子どもたちだけではなくて、やはり通勤される方も急がれている場合が多いと思います。そういったときに、やはり危険度は増すのではないかなと思う部分がありますので、難しいことではあると思うのですが、やはり本当に危険な時間帯に点検できるのが本当は理想的なのではないかなとは感じました。

【西村教育長】 では、ほかにご質問等はありませんか。よろしいですか。

では、次に移ります。報告事項③、野洲市学校施設長寿命化計画について、事務局より説明をお願いします。鎌田課長、お願いします。

【鎌田教育総務課長】 教育総務課の鎌田です。報告事項③、野洲市学校施設長寿命化計画概要版、ページは20ページからになります。今回は、2月に協議をしていただきまして、3月で報告という形で変更点のみ説明させていただきます。

前回、ご説明しました概要版ですけれども、全6ページで出来上がっていましたが、今回、全8ページに改めさせていただきました。前回の資料から、21ページ(3)、施設の保

有量の図、築年別整備状況を大きく表記したのが 1 点と、ページをめくっていただきまして、22 ページの真ん中の図、今後の維持・更新コスト（従来型）。こちらの図を大きく表記をさせていただきました。また、23 ページになりますけれども、中段に（2）今後の維持・更新コスト（長寿命化型）を、新たに本編から挿入をさせていただきました、80 年に建物を長寿命化した場合、今後 40 年間のコストでは 227 億円となり、従来の建て替えの中心と、22 ページの図の右端にある数字、306 億円と比べますと、約 26%の縮減が試算として出てくるという図になっています。

その他、軽微な部分で字句修正を行いましたけれども、本日、この報告事項の内容で、庁内の合議も得られています。今後の予定としまして、3 月 25 日金曜日の議会全員協議会において報告をさせていただくという予定になっています。

以上です。

**【西村教育長】** ただ今、事務局より説明がありました報告事項③について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

ないようですので次に移ります。報告事項④、野洲市幼稚園・保育所施設整備等実施計画の改定について、事務局より説明をお願いします。駒井次長、お願いします。

**【駒井教育部次長】** 幼稚園教育担当次長の駒井です。資料 28 ページをご覧くださいと思います。前回、2 月 16 日の教育委員会で協議事項という形で、素案のご提示をさせていただいたものです。資料の中ほど、成案までの流れというところに記してありますように、そのうち、市議会の全員協議会にも執行部案として提示をさせていただいて、2 月市議会にも情報提供を行っています。

そのほか、地元の保護者会、地元といいますのは、第 3 保育園の地元地区ですけれども、その保護者会、及び第 3 保育園の園の保護者会、それから、野洲幼稚園の保護者会。いずれも役員会ですけれども、そういったところに、前回 2 月に教育委員会でご提示させていただいたものと同じ執行部案を説明させていただいたところです。そして意見等々を頂きました。その結果を、今般いわゆる修正案、執行部案から案という形に作り直しまして、成案に向けてご報告を進めているものが本日の報告事項というところになっています。

先ほどの学校の施設計画と同じく、地元の役員さんなどと協議をさせていただく中で、一部、ごくわずかですけれども、修正になった部分がありますので、そちらのみを報告させていただきます。ページは 33 ページになりますが、施設整備計画（2）の各施設整備の計画内容ですが、第 2 段落目のアンダーラインを引いています「野洲幼稚園と野洲第 3 保育園の今後のあり方」のところで、元々は「野洲幼稚園及び野洲第 3 保育園」となっていたところを「と」に変更させていただきました。そして、最終行の「令和 5 年度中に方針決定を行います」という内容でしたが、「令和 5 年度中にそれぞれの方針を決定します」という内容に改めています。

次に 34 ページの表になりますが、一番上の施設整備等の年次計画表中、3 列目と 4 列目の野洲幼稚園と野洲第 3 保育園のところ、元々変更前は、野洲幼稚園と野洲第 3 保育園の間に縦線がなく、「野洲幼稚園・野洲第 3 保育園」という形で 1 本になっていたのですが、ここを分けたというような形になっています。

今申し上げました一連の修正に関しては、地元より、両園の保護者役員会の中で、「元々



の表記のままだと、2園を統合することがあたかも決定しているかのようなイメージを与えかねない」ということから、このような形で分けて記す形にしたわけです。なお、今回分けて記したからといって、逆に統合しないということを計画したわけではないということで、それぞれに方針を決定していく中で、統合ということも可能性としてゼロではないということです。あくまでもこの計画の第6項、先ほど申し上げた両園については、市の中心市街地という施設経営上のスペックが高い地域になるということから、民間事業者の参入可能性検証の結果を勘案しながら検討を進め、7年度からの第3次野洲市子ども・子育て支援事業計画に盛り込んでいく、5年度中に方針を決定するという考えでいまして、そのスタートラインにならんがための、この実施計画について成案を目指し、本日の教育委員会でご報告した後、全員協議会に提出しまして、決定を諮っていきたいと考えております。

以上です。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました報告事項④について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。報告事項⑤、野洲市立学校体育施設開放管理指導員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。井狩課長、お願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 生涯学習スポーツ課、井狩です。報告事項⑤、ページで言いますと、36、37ページです。野洲市立学校体育施設開放管理指導員の委嘱につきましては、野洲市立学校体育施設の開放に関する規則第5条の規定によりまして、令和4年4月1日付で委嘱することにつきまして、報告をさせていただくものです。

簡単ですが、以上で報告とさせていただきます。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました報告事項⑤について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

ないようですので次に移ります。報告事項⑥、野洲市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、事務局より説明をお願いします。鎌田課長、お願いします。

【鎌田教育総務課長】 教育総務課の鎌田です。報告事項⑥、野洲市教育委員会事務決裁規程の一部改正についてご説明します。ページは38ページからご覧ください。

こちらに記載はないのですけれども、野洲市教育委員会事務決裁規程につきましては、教育委員会の権限に属する事務及び市長の権限に属する事務の代決及び専決に関する基準をまとめるものです。そして、教育行政事務の能率的な運営と事務遂行上における責任の範囲を明確にすることを目的に定められているものになります。

今回改正する目的は、市長部局で改正されます、野洲市事務決裁規程と整合を合わせまして、部長権限を広げることにより、各部局でのさらなる能率的な運営を図るために改正をしようとするものです。改正内容につきましては、調定、収入、支出などの決裁区分の見直しに応じた内容となっています。

ページをめくっていただきまして、42ページに、野洲市教育委員会事務決裁規程の新旧対照表という形で、表の左が改正前、右が改正後となります。具体的には、この新旧対照表の左部分になります、改正前の「別表(3) 調定、収入、支出、流用・充用に関する決裁事項(支出負担行為を含む)」を、右部分の「別表3(3) 調定、収入、支出負担行為、支出命令、流用・充用に関する決裁事項」と表名が変わりまして、以下、決裁区分の金額が変

わっています。こちらは、令和4年4月1日から施行するものです。

以上、説明とします。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました報告事項⑥について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

では、ないようですので次に移ります。報告事項⑦、野洲市生涯学習出前講座実施要綱の一部改正について、事務局より説明をお願いします。井狩課長、お願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 報告事項⑦、ページは48ページから51ページです。野洲市生涯学習出前講座実施要綱の一部を改正するものです。理由としましては、行政手続き等における押印等の見直しによりまして、様式中の押印に関する部分を削除するものです。様式は49ページから51ページの3様式です。こちらは、改正後の様式を掲載させていただいています。

簡単ですが、以上、報告とさせていただきます。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました報告事項⑦について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。報告事項⑧、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会野洲市実行委員会負担金交付要綱の制定について、事務局より説明をお願いします。北脇次長、お願いします。

【北脇教育部次長】 教育部、北脇です。それでは、報告事項⑧になります。資料は52ページをお願いします。第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会野洲市実行委員会負担金交付要綱について、報告をさせていただきます。

この要綱につきましては、令和7年に開催されます国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の準備運営の母体となります野洲市実行委員会への大会開催に必要な経費に対する市負担金の交付に関して必要な事項を定めるものです。なお、付則におきまして、本年8月ごろに予定されています、本県での大会開催が正式に決定されることを受け、実行委員会へ改組するまでの間、本要綱中「実行委員会」とあるのを「準備委員会」と読み替えて運用することを規定しています。また、本要綱の施行につきましては、令和4年4月1日からとしています。

以上です。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました報告事項⑧について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。報告事項⑨、野洲市家庭用学習通信機器貸出事業実施要綱の制定について、事務局より説明をお願いします。井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 冊子の54ページからをご覧ください。野洲市学習通信機器貸出事業実施要綱についてご説明を申し上げます。

令和2年度に国のGIGAスクール構想を受けまして、児童生徒に1人1台端末を整備しまして、令和3年度は事業を始め、学校の休業中における端末の持ち帰りで、その活用を行って行っていました。この端末で、学習支援を実施するに当たり、家へ持ち帰った場合、自宅においてネット環境が不十分なご家庭につきましては、学習通信機器、いわゆるモバイルWi-Fiルータを貸し出して行いましたが、要綱を定めていなかったので、今回定めたもの

です。申請等につきましては、在籍する学校に必要書類を提出していただきます。なお、貸し出し台数については、第5条第4項の規定により、1世帯に1台の貸し出しとなり、兄弟姉妹がいる場合は、上の子の学校で貸し出しを行います。

次に、借受料及び通信費用につきましては、学習機会の平等性から、第7条の規定により無料としています。ただし、充電にかかる経費は機器を借り受けた者が負担するというのを、第8条において規定をしています。

以上、報告とさせていただきます。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました報告事項⑨について、ご質問等はありませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 教えてほしいのですが、第13条で借受者は故意または過失により借り受けた学習用通信機器を破損し、あるいは滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならないのです。これはなかなか微妙だと思うのです。第3条の学習用通信機器を借り受けられる者は、次に掲げる者ということで、市内小学校や中学校に在籍する児童生徒ということになっています。子どものことですから、故意に投げたりというのは論外としても、落としたり何か落ちてきたりなど、いろいろな不作為な事故が考えられます。それは過失には違いないですが、そういう過失で破損したときでも賠償しなさいということを行っているわけです。これは、このとおり定義をするということによろしいのですか。

【西村教育長】 井上次長。

【井上教育部次長】 実際は、今、瀬古委員がおっしゃったようにそういうことを想定しているわけです。故意ということはなくとも、通常の使用でもしかしたら破損してしまう場合は、当然生じるかもしれないなということは想定しているのですが、けれども、それはケース・バイ・ケースで、本当に投げつけて、1人1台端末では実際にあったのですが、故意に壊したということ以外につきましては、ケース・バイ・ケースで対応していきたいと考えています。

以上です。

【西村教育長】 瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 ケース・バイ・ケースというのは、情状酌量するということですね。そうすると、そのような情状酌量を、ケース・バイ・ケースで判断した場合、修理費等機器の賠償は誰が負担するのですか。学校ですか、教育委員会ですか。

【西村教育長】 井上次長。

【井上教育部次長】 実際にここには、対象は児童生徒というふうには書かれていますが、実際は保護者になるかなと思っています。本当に故意に投げつけて壊したという場合については、保護者に弁償していただこうと思っていますが、それ以外については、こちらのほうで負担をしようと考えています。

以上です。

【西村教育長】 瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 分かりました。

【西村教育長】 ほかにご質問等はありませんか。よろしいですか。

では、次に移ります。報告事項⑩、令和4年1月度定期監査の結果について、事務局より説明をお願いします。北脇次長、お願いします。

【北脇教育部次長】 教育部、北脇です。それでは、報告事項⑩の令和4年1月度定期監査の結果について、ご報告をさせていただきます。資料は63ページになります。

令和4年1月27日木曜日、28日金曜日、ふれあい教育相談センター、野洲図書館、歴史民俗博物館、学校給食センターを対象に監査が行われました。監査の結果、65ページのとおり、いずれの所属におきましても、全体を通じて、その処理状況は適正と認められ、指摘事項、意見等はありませんでしたので、ご報告いたします。

以上です。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました報告事項⑩について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。報告事項⑪、職員の任免等について、事務局より説明をお願いします。北脇次長、お願いします。

【北脇教育部次長】 続きまして、報告事項⑪、職員の任免等についてご報告をさせていただきます。

まず、会計年度任用職員の新規採用者につきまして、フルタイム職員3名、パートタイム職員10名の計13名の採用を報告するものです。採用の所属及び期日等につきましては、別表のとおりです。

また、退職者につきましては、正規職員1名、フルタイム職員6名、パートタイム職員34名の合計41名の退職を報告するものです。フルタイム職員、パートタイム職員の所属及び期日等につきましては、別表のとおりです。

次に、職員の許可承認等ですが、正規職員の分限休職延長承認2名の承認を報告するものです。許可の期間等につきましては、それぞれ記載のとおりです。

以上です。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました報告事項⑪について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に日程第7、その他事項に移ります。何かございますか。吉川主席参事。

【吉川国スポ障スポ大会推進室主席参事】 国スポ・障スポ大会推進の吉川です。第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の準備運営に当たりまして、その母体となります野洲市準備委員会、これの設立総会及び第1回総会の開会につきまして、既に委員の皆さまにはご案内を差し上げまして、出席のご報告を頂戴しているところですが、再度ご案内させていただきます。

日時につきましては、令和4年4月19日火曜日、また14時から設立総会を開催させていただきます。その後、引き続いて第1回の総会を考えています。場所につきましては、さざなみホールで開会させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

【西村教育長】 ほかに何かありますか。宇都宮館長。

【宇都宮野洲図書館長】 図書館講演会についてご案内いたします。お配りしたカラー

のチラシですが、3月19日の土曜日午後2時から、永原御殿についての講演会を開催いたします。一般の方向けの募集は、定員になりましたので、ひと月ぐらい前に締め切ったのですけれども、若干余裕がある席にしていますので、もし教育委員さんでご興味のある方がいらっしゃいましたら、事前にご連絡いただければ大丈夫です。

以上です。

【西村教育長】 ほかにありますか。井狩課長。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 先ほど、議案第14号、15号で、瀬古委員さんのほうから、中里学区の米澤さんの委嘱年数4.1につきまして、ご質問いただきました。委嘱期間ですが、平成29年6月からですので、本来ですと4年と10カ月になりますので、12分の10で割り戻しますと、4.8と、小数点で記載をするならば、本来はそういう書き方が正しいかと思います。

ただ、年数ですので、4年と改めさせていただきたいかと思いますので、ご了解いただきますよう、よろしく願いいたします。

【西村教育長】 瀬古委員、よろしいですか。

【瀬古委員】 いいです。

【西村教育長】 ほかに何かありますか。よろしいですか。

では、ないようですので次に日程協議に移ります。まず、4月教育委員会定例会は、4月20日水曜日午後1時30分より、中主防災コミセン研修室で開催しますので、よろしくお願い致します。

次に、5月教育委員会定例会についてお伺いします。5月教育委員会定例会は、5月25日水曜日午後1時30分より、総合防災センター研修室で開催したいと思いますが、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 よろしいですか。ご異議なしと認めます。よって、5月教育委員会定例会は、5月25日水曜日午後1時30分より、総合防災センター研修室で開催しますので、よろしくお願い致します。

以上で本日の日程は全て終了しました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。